

千葉市新港清掃工場リニューアル整備に係る
設計施工監理業務委託
特記仕様書

令和 8 年 2 月

千葉市環境局資源循環部
廃棄物施設整備課

目 次

第1章 業務の概要

- 1. 1 業務名称
- 1. 2 履行場所
- 1. 3 委託期間
- 1. 4 業務の目的
- 1. 5 対象事業等の概要
- 1. 6 適用

第2章 業務の仕様

- 2. 1 用語の定義
- 2. 2 適用基準等
- 2. 3 資格要件
- 2. 4 業務内容

第3章 業務の実施

- 3. 1 業務の着手
- 3. 2 作業計画書
- 3. 3 業務実績情報の登録
- 3. 4 資料等の貸与
- 3. 5 業務の監理

第4章 打合せ等

- 4. 1 打合せ及び記録
- 4. 2 申請書類の照査及び指導
- 4. 3 報告
- 4. 4 土地への立ち入り等
- 4. 5 検査

別表1 資格等一覧

別表2 兼務・複数人配置の条件

別表3 設計施工監理業務区分表

第1章 業務の概要

1. 1 業務名称

千葉市新港清掃工場リニューアル整備に係る設計施工監理業務委託

1. 2 履行場所

千葉市美浜区新港 226 番地 1 他

1. 3 委託期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

1. 4 業務の目的

本業務は、千葉市が進める「千葉市新港清掃リニューアル整備・運営事業」における「千葉市新港清掃工場更新整備工事」に係る設計及び施工の監理業務を委託するものである。受注者は全ての工種（プラント設備、意匠建築、構造建築、解体、建築電気設備、建築機械設備、外構、植栽）の工事について、技術的な確認（調査・検討を含む）業務を主とする。また、監督職員が行う工事受注者等に対する指示、承諾又は協議に際して、事前調査又は確認等を行い、監督職員へ報告・助言等を行うことにより、円滑な工事の完成に努めるものとする。

1. 5 対象事業等の概要

(1) 事業の概要

ア 事業名称 千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業

イ 事業期間 設計建設業務期間：令和8年4月1日から令和13年3月31日

運営維持管理業務期間：令和13年4月1日から令和33年3月31日

ウ 事業方式 DBO 方式

エ 整備手法 リニューアル方式（既存施設の建築物は必要な改修を実施した上で再利用し、設備は全て入れ替えて、新施設を整備する手法）

(2) 対象施設の概要

ア 対象施設名称 新港清掃工場

イ 敷地の場所 千葉市美浜区新港 226 番地 1 他

ウ 施設用途 ごみ焼却場

エ 計画施設規模 150t/日 × 3炉 (450t/日)

オ 炉形式 連続運転式焼却炉ストーカ式

カ 延べ床面積 31,203 m²

(3) 対象工事の概要

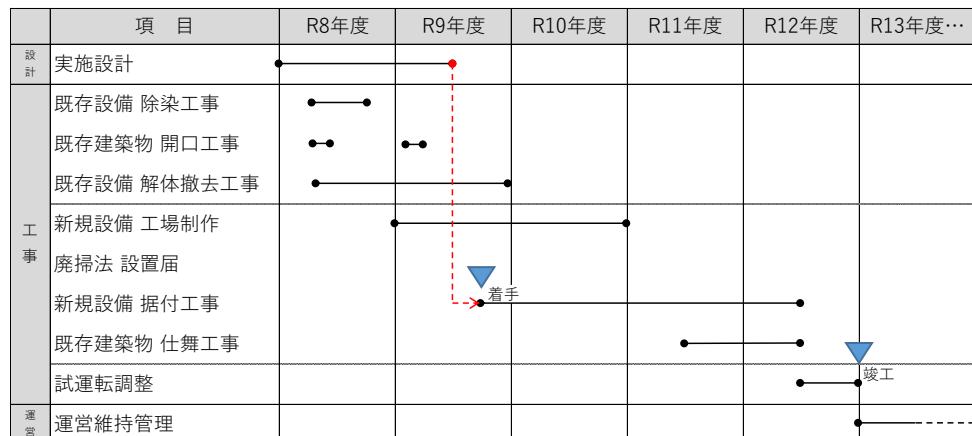
本事業における工事では、既存施設の建築物は必要な改修を実施した上で再利用し、設備は全て入れ替えて、新しい施設を整備する。プラント設備については、下表のとおり、処理能力や処理方式等を一部変更する。

		リニューアル整備前	リニューアル整備後
焼却方式		ストーカ方式	ストーカ方式
焼却能力		435 t /日 (145×3炉)	450 t /日 (150×3炉)
灰溶融方式		プラズマ溶融方式	設置しない
灰溶融能力		36 t /日	
廃熱ボイラ		3MPa×300°C	4.7MPa×420°C
排ガス 処理方式		湿式法 バグF+ガス洗浄塔+触媒脱硝	乾式法 バグF+触媒脱硝
発電 能力	蒸気タービン	12,150 kW ※1	13,570 kW
	ガスタービン	4,500 kW ×2基 ※2	設置しない

※1_ガスタービンの停止に伴い、9,170kWに変更。

※2_2018(平成30)年3月に稼働停止し、現在は残置した状態。

設計期間及び各工事期間は、おおよそ下図のとおりである。



各工事の概要は下記の通りである。

- ・ プラント設備

処理能力や処理方式等を一部変更しつつ、全て新しい設備に入れ替える。

- ・ 建築（意匠、構造）

設備機器類の更新に伴い、建築物の屋上部及び外壁部や内壁部に部分的に開口を設

け、更新機器を搬入した後に復旧する。開口の範囲は過半未満として、既存不適格建築物として取り扱うこととし、建築基準法による構造規定等の遡及を受けない範囲で整備を行う。また、屋上防水の更新、外壁の補修（劣化状況に応じて、塗装、鋼板交換、コーティング打ち直し等を実施）、躯体のひび割れ補修等、既存建築物の必要な改修も実施する。

・解体

既存施設のプラント設備、建築設備を解体して撤去する。プラント設備の解体撤去については除染工事も行い、ダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成 26 年 1 月 10 日（基発 0110 第 1 号））に基づく解体工事を実施する。

・建築電気設備

建築電気設備については原則、機器類は全て更新とし、配線等は更新又は改修（既存を部分的に再利用し必要箇所を更新する）とする。特に壁や床の貫通部等において、建屋と一体で施工されているもの等については再利用とする。

・建築機械設備

建築機械設備については原則、機器類は全て更新とし、配管等は更新又は改修（既存を部分的に再利用し必要箇所を更新する）とする。特に壁や床の貫通部等において、建屋と一体で施工されているもの等については再利用とする。

・外構

門扉や囲障は原則、既存を補修して再利用とする。また構内道路のアスファルト舗装については、表層部を全面更新する。

・植栽

植栽は原則、既存を再利用とする。植え替え等必要な箇所があれば対応する。

1. 6 適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載されていない事項は、「建築工事監理業務委託共通仕様書」令和 7 年版 千葉市都市局建築部（以下「共通仕様書」という。）による。共通仕様書に定めた標準業務、特別業務の内容の確認及び検討の詳細な方法については、監督職員の指示によるものとする。

なお、各書類間に相違がある場合は、原則、契約書、特記仕様書、技術提案ヒアリングにおける質疑応答書、技術提案書の順に優先する。

第2章 業務の仕様

2. 1 用語の定義

特記仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。また、特記仕様書に定めのない場合は、共通仕様書による。

- (1) 「立会い」とは、受注者が工事の設計図書等の内容どおりに施工又は製作されているかどうかを確認するため、工事現場、製作所、試験機関等において、それぞれの施工等に立会うことをいう。
- (2) 「確認」とは、監督職員が工事の施工等に関する工事受注者等への指示又は承諾した事項及び設計図書等に示された事項が適正に処理されているかどうかを受注者が確認することをいう。なお確認は、試験・目視・計測の各行為の現場立会い又は工事受注者等が行った試験・目視・計測の結果を記した書面確認のいずれかの方法で行うこととする。
- (3) 「調査・検討」とは、受注者が、設計図書等と十分に照合し、内容が適合しているか否か又は適切であるか否かを明らかにすることをいう。以下、調査、検討も同意語とする。
- (4) 「設計図書」とは、対象工事の工事請負契約書の規定により定められた設計図書をいう。

2. 2 適用基準等

受注者は、設計施工監理業務の実施に当たり、次によるものを適用する。

- (1) 環境基本法
- (2) 循環型社会形成推進基本法
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (4) 資源の有効な利用の促進に関する法律
- (5) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- (6) ダイオキシン類対策特別措置法
- (7) 大気汚染防止法
- (8) 水質汚濁防止法
- (9) 騒音規制法
- (10) 振動規制法
- (11) 悪臭防止法
- (12) 土壤汚染対策法
- (13) 景観法
- (14) 計量法
- (15) 都市計画法

- (16) 建築基準法
- (17) 宅地造成等規制法
- (18) 水道法
- (19) 下水道法
- (20) ガス事業法
- (21) 高圧ガス保安法
- (22) 電気事業法
- (23) 電気通信事業法
- (24) 電気用品保安法
- (25) 消防法
- (26) 航空法
- (27) 河川法
- (28) 砂防法
- (29) 文化財保護法
- (30) 電波法
- (31) 建設業法
- (32) 道路法
- (33) 労働基準法
- (34) 労働安全衛生法
- (35) 毒物及び劇物取締法
- (36) 熱供給事業法
- (37) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- (38) フロン排出抑制法
- (39) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法
- (40) 千葉県環境保全条例
- (41) 千葉市環境保全条例
- (42) 千葉市下水道条例
- (43) 千葉市火災予防条例
- (44) 千葉市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則
- (45) クレーン等安全規則
- (46) 石綿障害予防規則
- (47) 日本産業規格（J I S）
- (48) 電気学会電気規格調査会標準規格（J E C）
- (49) 日本電機工業会規格（J E M）
- (50) 日本電線工業会標準規格（J C S）
- (51) 日本水道協会規格（J WWA）

- (52) 空気調和・衛生工学会規格（S H A S E）
- (53) 日本塗料工業会規格（J P M S）
- (54) 日本照明工業会規格
- (55) クレーン構造規格
- (56) 電気設備技術基準・内線規程
- (57) 電力会社工事規程
- (58) 電力会社電気供給規程・内線規程
- (59) 火力発電所の耐震設計規程（平成 21 年）
- (60) 日本建築規程及び鋼構造計算基準
- (61) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年 3 月）
- (62) 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（平成 8 年）
- (63) 建築基礎構造設計基準・同解説
- (64) ごみ処理施設整備の計画・設計要領（2017 改訂版）
- (65) 建築設備耐震設計・施行指針（2014 年度版）
- (66) 建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針
- (67) 非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針
- (68) 日本建築学会、土木学会、日本道路協会による指針・示方書
- (69) 土木工事標準示方書（土木工事が発生する場合のみ）
- (70) コンクリート標準示方書
- (71) (一社)公共建築協会各工事施工チェックシート（建築・電気・機械）
- (72) 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策についての別添（廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱）
- (73) 廃棄物焼却施設解体作業マニュアル（厚生労働省労働基準局化学物質調査課）
- (74) 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル
- (75) 石綿含有廃棄物等処理マニュアル
- (76) 建築物の解体工事等から発生する地中に残った基礎杭に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の取扱いについて」（14 廃対第 492 号平成 14 年 8 月 20 日）
- (77) 国土交通大臣官房庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（建築・電気・機械）
- (78) 国土交通大臣官房庁営繕部監修公共建築改修工事標準仕様書（建築・電気・機械）
- (79) 国土交通大臣官房庁営繕部監修工事監理指針（建築・電気・機械）
- (80) 国土交通大臣官房庁営繕部整備課監修建築工事標準詳細図
- (81) 国土交通大臣官房長営繕部設備・環境課監修建築設備計画基準
- (82) 国土交通大臣官房長営繕部設備・環境課監修建築設備設計基準
- (83) 国土交通大臣官房長営繕部設備・環境課監修公共建築設備工事標準図（電気・機械）
- (84) 国土交通大臣官房庁営繕部監修工事写真の撮り方（建築編・建築設備編）
- (85) 建築工事監理業務委託共通仕様書（令和 7 年版 千葉市都市局建築部）

- (86) 千葉市土木工事共通仕様書
- (87) 千葉市土木工事監督技術基準
- (88) 千葉市土木工事監督事務処理要領
- (89) 受注者提出書類の手引き（建築設計業務・調査業務編）
- (90) 受注者提出書類の手引き（工事編）
- (91) 土木工事書類作成マニュアル
- (92) 千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業 要求水準書 設計建設業務編
- (93) 千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業 要求水準書 運営維持管理業務編
- (94) その他関係する法令、条例、規則、規格、基準等

2. 3 資格要件

業務の実施に当たっては、次の資格等を有する主任技術者等を適切に配置すること。

（1）主任技術者

新港清掃工場リニューアル整備・運営事業の入札説明書及び提案書の内容を的確に掌握するとともに、設計施工監理についての高度な技術能力及び経験を有する者若しくは監督職員がそれと同等の能力があると認めた者とする。

（2）担当技術者

新港清掃工場リニューアル整備・運営事業の入札説明書及び提案書の内容を的確に判断するとともに、設計施工監理についての技術能力及び経験を有する者若しくは監督職員がそれと同等の能力があると認めた者とする。

各技術者の資格要件は下表による。

技術者区分		資格	経験	備考
主任技術者		X	G	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の「資格」及び「経験」を共に満たすものとする。 ・他の担当技術者との兼務は不可とする。
担当技術者	プラント設備	-	Y	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の「経験」を満たすものとする。 ・他の担当技術者との兼務は不可とする。

技術者区分		資格	経験	備考
担当技術者	建築意匠	A	H	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の「資格」及び「経験」を共に満たすものとする。 ・意匠の担当技術者は、構造及び解体の担当技術者と兼務してもよい。
担当技術者	建築構造	A	H	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の「資格」及び「経験」を共に満たすものとする。 ・構造の担当技術者は、意匠及び解体の担当技術者と兼務してもよい。
担当技術者	解体	B	I	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の「資格」及び「経験」を共に満たすものとする。 ・解体の担当技術者は、意匠及び構造の担当技術者と兼務してもよい。
担当技術者	建築電気設備	C	J	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の「資格」及び「経験」を共に満たすものとする。 ・建築電気設備の担当技術者は、建築機械設備の担当技術者と兼務してもよい。
担当技術者	建築機械設備	D	K	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の「資格」及び「経験」を共に満たすものとする。 ・建築機械設備の担当技術者は、建築電気設備の担当技術者と兼務してもよい。

※資格及び経験の詳細は、別表1「資格等一覧」による。

※技術者の兼務や複数人配置の条件については、別表2「兼務・複数人配置の条件」による。

2. 4 業務内容

設計施工監理業務の委託内容は、下記のとおりとする。

- ・プラント設備 ・建築（意匠、構造 ※外構、植栽を含む）
- ・解体（プラント設備の除染を含む） ・建築電気設備 ・建築機械設備

詳細については、別表3「設計施工監理業務区分表」に従い、以下の業務を処理すること。なお、業務にあたっては、要求水準書及び入札提案書類一式を熟知した上で臨むものとする。主任技術者等の従事予定期間は下記による。ただし、事業の進捗により従事期間は変更する場合がある。

区分		従事予定期間（目安）		監理区分 非常駐 (重点監理方式)
主任技術者	一	令和8年4月1日～令和13年3月31日		
担当技術者	プラント設備	令和8年4月1日～令和13年3月31日		非常駐 (重点監理方式)
	建築意匠	令和8年4月1日～令和13年3月31日		
	建築構造	令和8年4月1日～令和13年3月31日		
	解体	令和8年4月1日～令和10年3月31日		
	建築電気設備	令和8年4月1日～令和13年3月31日		
	建築機械設備	令和8年4月1日～令和13年3月31日		

（1）設計の監理業務

本業務は、要求水準書に定めるところに従い、工事受注者が作成した実施設計図書について、要求水準書、入札提案書及び関係法令・基準等に適合・準拠しているかの確認、審査を行い、本市の意図しているところが適切に反映されているかを精査する。また、工期内に工事が完了するよう、工事受注者が作成する図書類の提出時期等のスケジュール管理を行う。

審査対象書類

- ・計算書関係（構造計算書、物質収支、熱収支、用役収支、容量計算書等）
- ・図面関係（全体配置図、平面・断面図、意匠図、構造図、設備図、外構図、植栽計画図、機器配置図、電気設備単線結線図等）
- ・工事仕様書
- ・工程表関係
- ・設計内訳書（数量計算書含む）

その他、要求水準書に記載の実施設計図書に係る提出書類は全て審査対象書類とする。

- ・実施設計図書の内容について、関係法令等を遵守した技術的所見を検討の上、審査するものとする。
- ・実施設計において工事受注者がより具体的に設計した事項等について、その妥当性（施設の全体計画、施設の機能性、維持管理の容易性及び経済性）を検討

し、入札説明書等の趣旨を反映した設計となっていることを確認する。

- ・実施設計図書を審査し、必要に応じて本市、工事受注者との協議・調整を行うことにより、施設の機能、性能、安全性等が本設計段階において十分に確保されたものとする。
- ・実施設計図書に矛盾・脱漏・不適切な箇所等がある場合は、その内容をとりまとめ、要求水準書に定められた性能のために必要な措置を本市に報告する。

(2) 工事の監理業務

ア 工事関係図書及び施工承諾申請図書等の審査

本業務は工事受注者が作成する工事関係図書及び施工承諾申請図書について、要求水準書、生活環境影響調査書、事業提案書、実施設計図書との整合性並びに設計内容の妥当性を審査し、本市が承諾を行う際に必要な技術的助言を行う。また、工期内に工事が完了するよう、工事受注者が作成する図書類の提出時期等のスケジュール管理を行う。

審査対象書類

- ・機器図関係
- ・施工計画書
- ・施工要領書
- ・施工図関係
- ・実施工程表
- ・検査（試験）要領書及び検査（試験）結果報告書
- ・計算書及び検討書

その他、要求水準書に記載のある施工承諾申請図書に係る提出書類は全て審査対象書類とする。

- ・承諾図書について、実施設計図書との整合性を確認するとともに、機器の選定、能力・材質等の妥当性および稼働時における操作性、保守点検の容易性、安全性について審査する。
- ・承諾図書を審査し、必要に応じて本市、工事受注者、受注者の三者間で協議・調整を行うことにより、本市の意図した施設の機能性、処理能力、耐用性、安全性が十分に發揮できるものとする。
- ・承諾図書に矛盾・脱漏・不適切な箇所等がある場合は、その内容をとりまとめ、要求水準書に定められた性能のために必要な措置を本市へ報告する。

イ 工事の確認及び報告等

（ア）工事が設計図書の内容等に合致するかどうかの確認

- a 工事受注者等の行う工事が、設計図書等の内容に適合しているか否かについて設計図書の定めによる確認のほか、目視、抽出及び工事受注者等が作成した施工記

録簿等による確認を行う。また、その結果を監督職員に報告する。

- b 前項の確認の結果、適合していないと認められる箇所がある場合、又は監督職員から適合していない箇所を示された場合には、工事受注者等に対して指示すべき事項を検討し、その結果を監督職員に報告する。
- c 工事受注者等が必要な補修を行った場合、これを確認し、その内容を監督職員に報告する。
- d 前項の確認の結果、補修が適切になされていないと認められる場合には、b 及び c に準じて取り扱う。
- e 工事受注者等の行った工事が、設計図書等の内容に適合していないと認められる場合には、その理由と検査すべき範囲を監督職員に報告する。

(イ) 工事受注者等に対する工事の指導伝達

受注者は、工事の施工等に関し、監督職員が必要と認めた事項について工事の受注者等に対し、指導又は伝達しなければならない。

(ウ) 確認のための立会い

工事受注者等の行う工事等が、設計図書等の内容に適合しているか否かについての確認は、原則として工事現場等での立会いによるものとする。

なお、以下に該当する場合は、立会いによらず、書面による確認とすることもできる。

- a 工事受注者等の行う工事が、設計図書等の内容に適合しているか否かについて設計図書の定めによる確認のほか、目視、抽出及び工事受注者等が同一の材料、機械、工法等で繰り返し施工される工事又は試験の場合であっても、原則として全数確認する。ただし、監督職員に承認を受けた上で、その初回の施工にあたっては立会いによる確認を行い、対象工事の規模、回数を考慮し、適切な時期を抽出し、必要な回数の立会いを行うこともできる。
- b 監督職員と協議し、承認を受けた場合

ウ 工事現場の安全監理の確認等

(ア) 受注者は、工事受注者等が行う工事現場の安全監理が適切であるか否かについて確認し、その結果を監督職員に報告する。

(イ) (ア) の結果、緊急を要する場合は、緊急措置について、工事受注者等に指導伝達し、その経緯を監督職員に報告する。

エ 工事受注者が提出する書類及び竣工図等の調査

(ア) 設計図書の定めにより、工事受注者等が提出する書類及び竣工図等について、その内容が適切であるか否かを調査し、その結果を監督職員に報告する。

(イ) 前項の調査の結果、適切でないと認められる場合には、工事受注者等に対して修正を求めるべき事項を検討し、その結果を監督職員に報告する。

オ その他必要に応じて行う業務

(ア) 工事変更に伴う設計図書の調査・検討、確認及び報告

(イ) 工事受注者等の質疑に対する助言、資料の提供

カ 工事検査の立会い

受注者は、対象工事の請負契約書及び要求水準書の規定に基づき千葉市によつて実施される部分払いに係る検査、中間技術検査及び完了検査等に立会う。また、現地で実施される主要な検査については立会うこととし、特に完成検査、予備性能試験、引渡性能試験等、重要な検査・試験等に対して立会を行い、状況を確認するとともに、本市に対し技術的な助言等を行う。

キ 工場検査の立会い

本工事に関する主要な機器について工場での立会検査を行う。工場検査の対象とする機器等は協議の上決定する。

ク 月定例会議等の運営に関する協力

(ア) 受注者は、月定例会議及び工種ごとの分科会に出席しなければならない。

(イ) 受注者は、月定例会議及び工種ごとの分科会の円滑な運営に資するため、監督職員に協力しなければならない。

第3章 業務の実施

3. 1 業務の着手

受注者は、契約締結後、14日以内に着手届を提出し、業務等を着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が業務の実施のため監督職員との打ち合わせを行うことをいう。

3. 2 作業計画書

受注者は、監理作業計画書を、契約締結後14日以内に監督職員へ提出し、監督職員の承諾を受けなければならない。

監理作業計画書に対する記載事項については、次のとおりとする。

(1) 業務一般事項

ア 業務の目的

イ 監理作業計画書の適用範囲

ウ 監理作業計画書の適用基準類

エ 監理作業計画書に内容変更が生じた場合の処理方法

業務の目的、本計画書の適用範囲及び本計画書の内容変更の必要が生じた場合の処理方法を明確にした上で、その内容を記載する。

(2) 業務作業工程計画

「作業予定表」を作成する。対象工事の実施工程との整合を図るため、工事受注者等から提出される工事の実施工程表の内容を十分検討の上、作成する。検討に用いた実施工程表についても参考として添付する。

(3) 業務体制

ア 受注者側の監理体制

「作業スタッフ組織表」に氏名、所属、技術者区分、連絡先等必要事項を記載する。

イ 業務運営計画

(ア) 月定例会議（原則として月1回とする。）及び工種ごとの分科会（必要に応じて実施する。）等の開催に係る事項（出席者、開催時期、役割分担、その他必要事項）を記載する。月定例会議及び工種ごとの分科会等に出席できない場合は、受注者が施工状況の把握のための方法について記載する。

(イ) 協力会社を定めた場合及び複数の職種で設計施工監理業務を行う場合には、相互の連絡調整の方法及びその責任者などを記載する。

(ウ) その他、監督職員から別に指示がある場合、指示内容に応じた運営計画を記載する。

ウ 技術者等の経歴

「主任技術者選任届」「担当技術者選任届」に必要事項を記載する。

エ 業務フロー

(4) 業務の実施方法等

対象となる建築物の概要、業務の種類及び内容、実施方法及び業務実施期間について記載する。

(5) 設計施工監理の実施状況等の報告

工事と設計図書との照合の方法及び設計施工監理の実施状況に関する報告の方法について記載する。

(6) 契約に関する事項

報酬の額、支払い時期及び契約の解除に関する事項について記載する。

(7) 個人情報管理責任体制

個人情報保護に関する体制及びその内容について記載する。

(8) 業務方針

仕様書に定められた設計施工監理業務内容に対する業務の実施方針について記載する。受注者として特に重点をおいて実施する業務等についても記載する。

3. 3 業務実績情報の登録

受注者は、契約金額500万円以上の業務について、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録の内容について監督員の承諾を受けること。また、業務完了後に速やかに登録を行う。

3. 4 資料の貸与等

(1) 資料の貸与

- ・設計図書一式（要求水準書、質問回答書、事業提案書等）
- ・生活環境影響調査書

(2) 工事受注者が提出する書類

受注者は、以下の表に定める書類及び監督職員が別途指示する書類を、工事受注者に提出させ確認する。

図書	項目	備考
実施設計図書	<p>プラント設備工事に係る図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事仕様書 ・設計計算書（性能曲線図、物質収支、熱収支、用役収支、燃焼室熱負荷、ボイラ関係計算書、煙突拡散計算書、容量計算、性能計算、構造計算） ・施設全体配置図、主要平面、断面、立面図 ・各階機器配置図 ・主要設備組立平面図、断面図 ・計装制御系統図 ・電算機システム構成図 ・受変電設備、電気設備主要回路単線結線図 ・配管設備図 ・負荷設備一覧表 ・実施設計工程表 ・予備品、消耗品、工具リスト 	
	<p>建築工事に係る図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築意匠設計図 ・建築構造設計図 ・建築機械設備設計図、建築電気設備設計図 ・外構設計図 ・建屋開口部の詳細図及び養生図 ・構造計算書(重量増エリア耐荷重設計図を含む) ・各種工事仕様書（仮設工事、安全計画を含む） ・各種工事計算書 ・意匠計画図 ・負荷設備一覧表 ・建築設備機器一覧 ・建築内部、外部仕上表及び面積表 ・既存建築物補修関連の設計図書 ・既存建築物補修及びコンクリート中性化対策関連の設計図書 ・予備品、消耗品、工具リスト ・施設全体鳥瞰図 	
	解体工事仕様書（プラント設備の除染含む）	

図書	項目	備考
	全体設計内訳書（数量計算書含む）	
	全体建設工事工程表（解体含む）	
工事関係図書	下請け業者関係書類（施工体制台帳等）	
	月間及び週間工程表	
	工事進捗状況報告書（写真付）	
	工事報告書 (各種届出書、各種調査報告書等)	
	廃棄物処理委託契約書及びマニフェスト	
	交付申請書等（許認可申請書等）	
	工事説明用パンフレット	
	その他指示する図書	
施工承諾申請図書	承諾申請図書一覧	
	建築及び設備機器詳細図	
	施工要領書、施工計画書、施工図	
	検査要領書	
	試運転要領書	
	計算書、検討書	
	打合せ議事録	
	その他必要な図書	
完成図書 建設工事	竣工図	
	竣工図縮小版	
	竣工原図及び CAD データ	
	仕様書	
	取扱説明書	
	試運転報告書	
	引渡性能試験報告書	
	単体機器試験成績書	
	機器台帳	
	機器履歴台帳	
	打合せ議事録	
	工程ごとの工事写真及び竣工写真	
	施設の長寿命化のための施設保全計画	
	完成時の航空写真	
	工事記録映像（建設工事、解体工事）	

図書	項目	備考
他	循環型社会形成推進交付金関係書類	
	その他指示する図書	

3. 5 業務の監理

守秘義務及び中立性の保持として、本業務の遂行上知り得た事項について第三者に漏らしてはならない。また常に中立性を保持しなければならない。

また、業務の実施にあたり、関係法令・規則・細則を遵守すること。

第4章 打合せ等

4. 1 打合せ及び記録

- (1) 打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。
- ア 業務着手時
 - イ 監理作業計画書に定める時期
 - ウ 監督職員又は主任技術者が必要と認めたとき
 - エ その他必要なとき
- (2) 受注者は設計施工監理業務が適切に行われるよう、工事受注者等と定期的かつ綿密に連絡をとり、施工状況について把握しなければならない。

4. 2 申請書類の照査及び指導

- (1) 受注者は、設計施工監理業務の実施に当たっては、千葉市が行う関係官公署及び関係機関への届出や許認可等の手続き及び協議の際には立ち会って協力しなければならない。また受注者は、関係官公署等に対する諸手続きに立会いが必要な場合は、速やかに協力するものとする。
- (2) 受注者は、関係官公署及び関係機関との打ち合わせを行った場合は、その内容について、書面（打合せ記録簿）に記録し、監督職員に報告しなければならない。

4. 3 報告

- (1) 受注者は、以下の書類を作成し、月毎にとりまとめて監理業務報告書とし、書面で監督職員に提出するものとする。なお、監理業務報告書については、原則として翌月のはじめに監督員に提出するものとする。
- ア 設計施工監理業務月報
主要な月間の設計施工監理業務の実施内容及び翌月の予定について、月間業務実施内容報告書及び月間業務予定報告書に設計施工監理業務の内容を簡潔に記載する。
 - イ 設計施工監理業務日報（実績）
設計施工監理業務日報に、業務従事日の監理業務内容について、簡潔に記載する。
 - ウ 記録写真
受注者が、検査、立会い、現場での確認等を行った際には、その立会い状況等を撮影し、記録する。
 - エ 打合せ議事録
監督職員等及び工事受注者等との打合せ結果について、打合せ議事録に必要事項を記載する。
 - オ 報告書
別表3「設計施工監理業務区分表」に示された報告事項については、内容及びその結

果等を簡潔に記載した報告書を作成し、報告書の一覧表を作成し、関係書類とともにとりまとめる。

(2) 業務完了時においても業務の対象となる工事が継続している場合など、業務完了時点において継続して処理すべき事項がある場合は、次の項目を監督職員に書面（引継事項記載書）で提出するものとする。

ア 業務実施にあたり留意すべき点（施工条件等）

イ 業務完了時における施工状況等

(3) 受注者は、業務に当たって厳正、かつ誠意を持って行動し、常に本市職員と連絡をとり、工事の状況、工程および工事内容を十分把握して遗漏のないようにするとともに、次に掲げる事項については、速やかに報告し、その指示を受ける。

ア 実施設計図書等に疑義があるとき。

イ 工事関係事項について関係官公署より指示または注意を受けたとき。

ウ 天災その他の事由により工事進捗に支障をきたし、又は工事中止の事情が生じたとき。

エ 工事遅延のおそれがあるとき。

オ 工事受注者が工事契約書及び実施設計図書等又は関係法令に違反し、適正な指示に従わないとき。

カ 必要な指示を与えたにもかかわらず、工事受注者がこれに従わないとき。

キ 工事受注者より、使用材料や施工方法等について設計変更の申し出があったとき。

ク その他不測の事態及び報告の必要を認める事態が発生したとき。

4. 4 土地への立ち入り等

(1) 受注者は、業務を実施するため私有地に立ち入る場合は、監督職員及び関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するよう努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、ただちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。

(2) 受注者は、業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は、当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立ち入りについては、当該土地占有者の許可是、発注者が得るものとするが、監督員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。

(3) 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は監督職員と協議により定めるものとする。

4. 5 検査

(1) 業務を完了したときは、「完了届」を提出する。

(2) 本業務の成果品は、以下のとおりとする。

ア 実施設計図書精査報告書	2部/年
イ 承諾図書等審査報告書	2部/年
ウ 設計施工監理業務報告書[4. 3 報告 に記載の各書類を含む]	2部/年
エ 検査・試験等立会報告書	2部/年
オ 年度報告書[ア～エ を年度毎にまとめたもの]	2部/年
カ 電子データ (CD-RまたはDVD-R)	2枚/年

※最終年度は単年で2枚に加え、5年間のデータ一式で2枚

別表1 資格等一覧

		項目
資格	A	<p>公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有する者であり、かつ、次の資格を有する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築士法（昭和25年法律第202号。以下同じ。）第2条第2項に規定する一級建築士
	B	<p>公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有する者もしくは監督職員がそれと同等の能力があると認めた者であり、かつ、次のいずれかの資格を有する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築士法（昭和25年法律第202号。以下同じ。）第2条第2項に規定する一級建築士 ・建築士法第2条第3項に規定する二級建築士
	C	<p>公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有する者もしくは監督職員がそれと同等の能力があると認めた者であり、かつ、次のいずれかの資格を有する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築士法第2条第5項に規定する建築設備士 ・一級電気工事施工管理技士 ・電気主任技術者（第三種以上）
	D	<p>公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有する者もしくは監督職員がそれと同等の能力があると認めた者であり、かつ、次のいずれかの資格を有する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築士法第2条第5項に規定する建築設備士 ・一級管工事施工管理技士
	X	<p>地方公共団体（一部事務組合及び広域連合等特別地方公共団体を含む）が発注するごみ焼却施設の設計施工監理業務についての実務経験を有し、かつ、次の資格を有する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術士法で定める技術士（衛生工学部門又は総合技術監理部門）の資格を有する者。

		項目
経験	G	地方公共団体（一部事務組合及び広域連合等特別地方公共団体を含む）が発注するごみ発電施設を有するごみ処理施設の建設工事（基幹的設備改良工事や延命化工事も可とする）に係る設計施工監理業務を遂行した経験を有する者。
	H	以下に示す実務経験相当の能力を有する者。 ・大学卒業後4年以上 ・短期大学、高等専門学校卒業後4年以上 ・専修学校卒業後4年以上 ・二級建築士として4年以上
	I	廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成13年4月25日（厚生労働省基発第401号の2）に基づく廃棄物を対象とした焼却施設の解体工事に係る設計施工監理業務を遂行した経験を有する者。
	J	公共団体（国及び地方公共団体（一部事務組合及び広域連合等特別地方公共団体を含む））が発注した建築物の電気設備工事に係る監理業務3か所以上の実務経験を有する者。
	K	公共団体（国及び地方公共団体（一部事務組合及び広域連合等特別地方公共団体を含む））が発注した建築物の機械設備工事に係る監理業務3か所以上の実務経験を有する者。
	Y	地方公共団体（一部事務組合及び広域連合等特別地方公共団体を含む）が発注するごみ焼却施設の設計施工監理業務について、実務経験を有する者。

別表2_兼務・複数人配置の条件

	資格	経験	1名で担当する場合	複数名で担当する場合				兼務する場合
主任技術者	X	G	その1名が資格・経験共に有している	不可				不可
プラント設備	-	Y	その1名が資格・経験共に有している	2名で担当する場合(例)	3名以上で担当する場合(例)			不可 ※3つのうち、2つのみ兼務することも可
建築意匠	A	H		2名が経験を有している 1名が資格・経験共に有している 1名が資格・経験共に有していない	1名が経験を有している 1名が資格・経験共に有していない	3名が経験を有している	1名が経験を有している 2名が経験を有していない	
建築構造	A	H		1名が資格・経験共に有していない	1名が資格・経験共に有していない それ以外が資格・経験共に有していない	1名が資格・経験共に有していない それ以外が資格・経験ともに有していない	1名が資格・経験共に有している 1名が資格を有している それ以外が資格・経験ともに有していない	
解体	B	I		1名が資格を有している 1名が経験を有している	1名が資格を有している 1名が資格を有している それ以外が資格・経験共に有していない	1名が資格を有している 2名が経験を有している それ以外が資格・経験ともに有していない	1名が資格・経験共に有している 1名が経験を有している それ以外が資格・経験ともに有していない	
建築電気設備	C	J		1名が資格・経験共に有している 1名が経験を有している	2名が資格を有している 2名が絏験を有している それ以外が資格・経験共に有していない	2名が資格・経験共に有している それ以外が資格・経験ともに有していない	2名が資格・経験共に有している それ以外が資格・経験ともに有していない	
建築機械設備	D	K		2名が資格・経験共に有している	3名が資格を有している 1名が経験を有している それ以外が資格・経験共に有していない	3名が資格・経験共に有している	3名が資格・経験共に有している	その1名が資格CとD、経験JとKを有している

※複数名で担当する場合、上表のいずれかのパターン等により、配置する技術者全体で資格・経験要件を満たしていれば可とする。

別表3 設計施工監理業務区分表

項目	受注者				
	立会い	調査・検討	確認	報告	伝達・指導
官公署等への届出手続等	※	○			
工事実績情報の登録		○			
関連工事との調整		○			
疑義に対する協議等		○		○	
設計変更・工事中止等		○	○	○	
建設副産物の処理	※		○		
関係者への広報等		○			
設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等	○	○	○	○	
工事現場定例会議等	○				
品質監理		○			
工事の記録（打合せ、各種施工、工事写真）		○			
安全確保			○	○	※
緊急時の措置	○	○		○	
既存部分の養生		○			
材料等の見本確認（使用材料の確認）		○			
材料検査等	○		○	○	
アスベスト含有建材の取扱い		○			
技能資格者・技術者の資格等の照合		○			
事前調査		○			
工法等の提案		○		○	
工事検査の立会い	○		○	※	
有害物質を含む材料の処理		○			
仮設物の設置等		○			
仮設物撤去等		○			
製作者及び専門工事業者 (公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 平成31年度版 6.4.1 及び 7.1.3による)		○			
試験結果が不合格の場合の措置		○	○	○	

項目	受注者				
	立会い	調査・検討	確認	報告	伝達・指導
官公署による検査立会い等	○			○	※
工事目的物の損害		○		○	
実施設計図書		○		○	
工事関係図書		○		○	
施工承諾申請図書		○		○	

※は必要に応じて行うことを意味する。

賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る
特約条項第1条第1項に係る特記仕様書

本業務委託は賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項を適用する契約である。

1 変動の対象となる経費は、契約金額変更の基準とした日における契約金額（未履行分）のうち、直接人件費及び直接人件費を用いて算出する額とし、本業務委託における直接人件費とは、受注者が本業務委託に直接従事する者に、本業務委託に従事した対償として支払う、労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。なお、本業務委託に直接従事する者に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額及び子ども・子育て拠出金等の法定福利費は、変動の対象とはならない。

2 本業務委託における賃金水準は、次のものをいう。

- 労務単価（該当労務単価：主任技師、技師(A)）
- 千葉県最低賃金
- 民間給与実態調査（千葉市人事委員会公表）
- その他（_____）

3 本業務委託における変更金額算定の基礎となる資料は、次のとおりとする。

- 本市設計書
- 受注者から入札（見積）時に提出される積算内訳書等
(ただし、この場合における変更金額は、受注者から提出される積算内訳書等の直接人件費の未履行分に、変動前賃金水準と変動後賃金水準を比較した賃金水準変動率を乗じた額から変動前契約金額（未履行分）の100分の1を差し引いた額とします。)